

利根町自治基本条例検討委員会傍聴要領（案）

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに受付手続きを済ませ、委員長の許可を得たうえで、係員の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順とし、定員になり次第、受付を終了します。なお、傍聴の定員は会場の許容量に応じて調整します。

2 傍聴の禁止

次の事項に該当する方は、会議を傍聴することができません。

- (1) 凶器等、他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) プラカード、旗、のぼり、鉢巻の類を携帯している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) 前3号に定めるもののほか、傍聴が不相当と委員長が認める者

3 会場の秩序保持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が4の規定に違反したときは委員長が注意し、なおこれに従わないときは、退場していただきます。

4 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 携帯電話その他これらに類するものは、使用できないよう電源を切っておくこと。
- (4) 会場において、飲食または喫煙をしないこと。
- (5) 会場において委員長の許可なく写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。